

2. 赤ちゃんが生まれたら

(1) 出生届

【届出期間】 生まれた日を含めて 14日以内に出生届を提出してください。

【窓口】 市民課、北部振興局福祉生活課、各支所



出生届の提出先

次のいずれかの役所に提出してください。

- 子の本籍地
- 父母の住所地
- 子の出生地

お持ちいただくもの

- ①出生届（医師の証明のあるもの）
- ②母子健康手帳
- ③届出人の本人確認書類（運転免許証など）
- ④届出人の印鑑

母子健康手帳の証明、児童手当の申請等は、別途手続きが必要となります。平日の執務時間中に各担当課または支所までお越しください。

◆お問い合わせ先
市民課（☎ 65-6511）

(2) すこやか手帳の交付

出生届時に「すこやか手帳」を交付します。

長浜市では、妊娠からお子さまの誕生、就学に至るまで一貫した健康管理と予防接種を実施しています。このすこやか手帳は、乳幼児期の発育のポイントや乳幼児健康診査質問票、予防接種の種類と対象などからなっていますのでご利用ください。

【交付窓口】 市民課、北部振興局福祉生活課、各支所、健康推進課（ながはまウェルセンター）、北部健康推進センター



◆お問い合わせ先
健康推進課（☎ 65-7751）

①妊娠が
わかったら

②赤ちゃんが
生まれたら

③子育てに
関する助成

④赤ちゃんの健康
お母さんの健康

⑤幼稚園・保育所
・こども園

⑥子育て支援
サービス

⑦放課後児童
クラブ

⑧子どもと一緒に
出かけよう

⑨病気になる
たら

⑩いろいろな
支援

(3) 出産育児一時金

[助成対象] 妊娠 85 日以上で出産された方（生産、死産、早産などは問いません。）
[助成内容] お子さま 1 人あたり 42 万円支給されます。（ただし、産科医療補償制度が適用された場合。それ以外の場合の支給額は 40 万 4 千円になります。）多胎（双子や三つ子）の場合は、人数×42 万円となります。

[申請方法] *「直接支払制度(※)」を利用する場合
出産を予定している医療機関等へ被保険者証を提示し、出産までに「直接支払制度の利用に合意する文書」の内容に同意し署名いただく必要があります。
詳しくは、出産を予定している医療機関等にお尋ねください。
(出産費用が出産育児一時金よりも少ない時は、その差額を健康保険に請求できます。)

*「直接支払制度」を利用しない場合
出産後、加入している健康保険へ必要書類を提出します。

[申請に必要なもの]

- ① 領収書または領収明細書
- ② 印鑑
- ③ 世帯主名義の振込先口座のわかるもの（通帳など）
- ④ 母子健康手帳（医師の署名と市町村の出生届出済証明）
- ⑤ 委任状（世帯主名義以外の口座に振り込む場合）

注意事項

出産時に長浜市国民健康保険に加入している方で、出産前の 6 か月以内に会社等にお勤めで、その健康保険の資格が継続して 1 年以上あった方は、長浜市国民健康保険ではなく以前に加入していた健康保険からの支給となりますので、「直接支払制度」を利用するときは、以前に加入していた健康保険の「**資格喪失証明書**」が必要です。

※ 「直接支払制度」とは…出産育児一時金の請求や受け取りを妊婦さんに代わって医療機関が行う制度です。
出産育児一時金が健康保険組合から直接医療機関へ支払われるため、医療機関の窓口で高額な入院代・出産費用などを負担する必要がなくなります。



◆お問い合わせ先
・ご加入の健康保険組合
・保険医療課（国保の方）（☎ 65-6512）

① 妊娠がわかったら

② 赤ちゃんが生まれたら

③ 子育てに関する助成

④ 赤ちゃんとお母さんの健康

⑤ 幼稚園・保育所・こども園

⑥ 子育て支援サービス

⑦ 放課後児童クラブ

⑧ 子どもと一緒に出かけよう

⑨ 病気になるったら

⑩ いろいろな支援